

京都市農業委員会告示第8号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定める。

令和4年1月20日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

| 別段の面積 | 適用する区域 |
|-------------------------|---|
| 0.01アール (空き家に付随した農地) | 北 区 ・大森西町 37 番 |
| | 左京区 ・大原古知平町 14 番 |
| | 右京区 ・嵯峨嵯原高見町 29 番 ・京北栞本町川合 33 番, 38 番 ・京北中江町清水尻 22 番 1, 47 番 1, 48 番 1 |
| | 北 区 ・中川, 杉阪, 真弓, 小野, 大森, 雲ヶ畑の区域 |
| 10アール | 左京区 ・花脊, 久多, 広河原の区域 |
| | 右京区 ・嵯峨水尾, 嵯峨嵯原, 嵯峨越畑の区域 ・京北漆谷町, 京北下黒田町, 京北下弓削町, 京北宇野町, 京北上中町 |
| | 西京区 ・大原野石作町, 大原野小塩町, 大原野外畑町, 大原野出灰町 |
| | 伏見区 ・醍醐一ノ切町, 醍醐二ノ切町, 醍醐三ノ切 |
| | 30アール |

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月21日から施行する。

(告示の廃止)

2 令和3年度京都市農業委員会告示第6号は、この告示の施行日をもって廃止する。

(京都市農業委員会事務局)